



### 第61号

令和5年10月発行  
土浦市農業委員会  
土浦市大和町9番1号  
電話 029-826-1111  
内線 2723



#### 農業者年金で 老後の安定を考えませんか？

- ①保険料は全額社会保険料控除
- ②加入・脱退は自由
- ③積み立て方式（確定拠出型）で安心
- ④保険料の額は自由に変更可能
- ⑤保険料の国庫補助あり  
(一部一定条件あり)

#### 主な記事

- P.2 農業委員紹介
- P.3 農地利用最適化推進委員紹介  
土浦市の農地集積状況
- P.4 お知らせ



## 農業委員会からのお知らせ

### 農業委員会を通した農地の貸し借りは 茨城県農地中間管理機構を活用した方法のみとなりました

**改正前** ①農業委員会を通して、所有者と耕作者が貸し借りの権利を設定 (R5.4.1 改正)

土地所有者 耕作者  
②農地中間管理機構が土地所有者と契約をし、耕作者と貸し借りの権利を設定  
土地所有者 農地中間管理機構 耕作者

**改正後** ②のみの貸し借り方法となりました。

※申請から貸し借りの権利の設定まで3か月ほどかかります。

#### ◆中間管理機構が借り受ける農地の基準（主なもの）◆

- ・市街化区域以外の農地
- ・再生作業が著しく困難な遊休農地ではないこと
- ・農用地利用の効率化、高度化の促進につながる農地であること
- ・開発して農地又は農業用施設に利用することが適当な土地



#### ◆注意点◆

- ・相続手続きが済んでいるか（未手続きの場合は、別途関係書類が必要）
- ・土地改良区賦課金の滞納はないか
- ・農地に賃借権等の権利が設定されていないか
- ・大型農業機械が通行可能な進入路（概ね 2.5m）が確保されているか
- ・隣接地との境界が明確か
- ・中間管理機構の借受期間は原則 10 年以上（所有者の希望等により短い期間の設定も可能）
- ・中間管理機構が耕作希望者に農地を貸付し、期間満了前に解約をした場合、その後 1 年（※）を経過しても新たな耕作希望者が見つからない場合は、所有者に返還することになります。  
※改正前に契約したものについては、1 年ではなく 2 年となります。

※使用していない農地は、中間管理事業を活用して、農地を活かしましょう！

※中間管理機構を活用しないで農地の貸し借りをする時は、土地所有者と耕作者間で条件を設定し、契約してください。

### 農地の貸し借り情報

令和4年1月から12月までに締結(公告)された賃借権・使用貸借権の情報です。

#### 1 田(水稲)の部 (10aあたり:円)

地区	平均額	最高額	最低額
土浦市全域	11,400	18,000	0

※使用貸借権の割合 3.1%  
※物納 60kg あたり 11,100 円に換算

#### 2 田(レンコン)の部 (10aあたり:円)

地区	平均額	最高額	最低額
土浦市全域	35,900	72,100	0

※使用貸借権の割合 4.5%

#### 3 畑(普通畑)の部 (10aあたり:円)

地区	平均額	最高額	最低額
土浦市全域	5,000	20,000	0

※使用貸借権の割合 39.3%



# 農地利用最適化推進委員

<b>土浦南地区</b>  吉川 喜雄 荒川沖6番地12 841・06000	<b>土浦北地区</b>  井沢 清 常名171番地 822・7454	<b>上大津地区</b>  櫻井 和弥 神立町2510番地3 090・7715 ・4264	<b>新治地区</b>  岩瀬 裕 本郷1733番地 862・2376
欠員	 坪 博且 天川二丁目2番 200号 822・3520	 吉田 茂男 田村町1100番地 828・0545	 柳田 操 大畑1230番地 862・2819
<b>～農地利用状況調査～</b> 調査期間：2月頃まで 対象：市内にあるすべての農地 内容：優良農地の確保と有効利用のため、農地法の規定に基づき、年1回調査員が地域を巡回し、利用状況を調査します。 ※調査時、農地に立ち入ることがあります。			
 羽成 善雄 白鳥町773番地1 831・1825	 佐藤 眞也 小高387番地 862・3384		

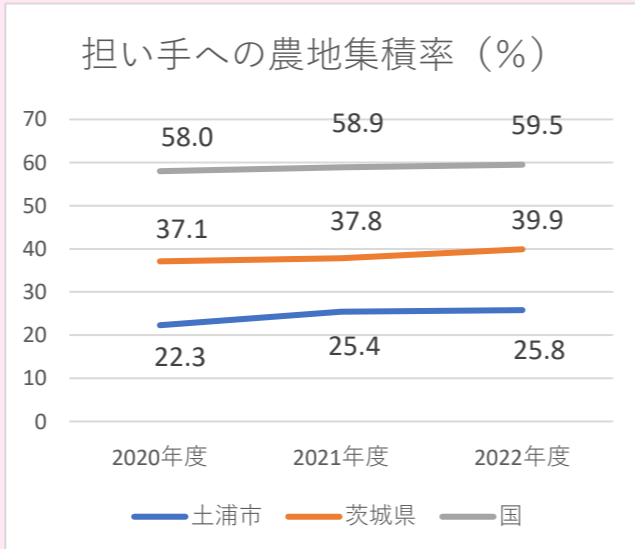
## 土浦市の農地集積状況

単位：㎡

年度	2020	2021	2022
遊休農地面積	3,208,305	3,355,904	3,062,717

★担い手が耕作しやすいように集積・集約化しないと、耕作しにくい農地が増え、遊休農地がさらに増えてしまいます。

★農地を遊休化させると、再び耕作可能な農地に戻すには大変な労力と作業時間が必要になります。そのため、農地の所有者は耕起や草刈りなどを行い、適正な農地管理をお願いいたします。



## 農業委員・農地利用最適化推進委員紹介

令和5年7月に任期満了による農業委員及び農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」)の改選が行われ、新たに農業委員12名、推進委員10名が就任しました。

農業委員会等に関する法律により、農地等の利用の最適化が農業委員会の重点業務として位置づけられており、これから農業委員と推進委員は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでまいります。



会長  
川村 剛久  
中353番地1  
825・2607

### 就任のあいさつ

この度、第二十五期農業委員の改選により、会長に就任することになりました。改めて委員各位に謝意を申し上げると共に伝統ある土浦市農業委員会の発展と役割を担う責任の重さに身が引き締まる思いです。

この四月から「人・農地プラン」改め「地域計画」の策定を市町村に求める農業経営基盤強化促進法等の改正法が施行されました。高齢化や人口減少に伴い、農家の減少と耕作放棄地の拡大が一層懸念されていることを受け、地域計画では農地が適切に利用されるよう、地域での話し合いに基づいて将来の農業のあり方を「目標地図」にまとめることとなりました。また、地域計画を定めた改正法とともに農地取得の下限面積の要件が廃止されましたので、これからは小さな農業、また、新たに農業をやりたいという意欲のある人が「農業を担う者」として地域計画に位置付けられます。

このような状況の中、農業委員会の役割は大変重要と考えており、委員が一丸となり農業の振興に寄与する所存です。

今後とも農家の皆様方には、なお一層のご支援、ご協力をお願いしましてご挨拶いたします。

## 農業委員

 大和田 一夫 常名590番地1 822・4589	 下村 幸男 乙戸933番地 841・3681	 岩瀬 守 永井678番地 862・3603	 山口 貴士 木田余1299番地 821・7456
 浅野 均 手野町1936番地 828・1342	 飯塚 利之 藤沢4125番地 862・3802	 萩島 一郎 小山崎483番地3 831・0295	 埴 佳樹 西真鍋町6番26号 823・5310
 飯島 栄 沢辺816番地 862・2776	 菅谷 幸治 手野町2053番地1 828・1224	 柴沼 米 虫掛329番地 823・3105	